世田谷区職員措置請求監査結果

[区長公用車利用等に関する件]

令和5年4月

世田谷区監査委員

第1 請求の受付

- 1 請求人 世田谷区 A
- 2 請求書の提出 令和5年2月13日
- 3 請求の内容

請求人が提出した「世田谷区職員措置請求書」(以下「本件請求」という。) (別紙)による請求の要旨及び措置請求の理由は次のとおりである。 なお、内容の表記については、本件請求での表記を引用する。

(1)請求の要旨

- ① 区長の狛江市の別荘からの通勤時の公用車の利用(令和4年10月以前) ア 通勤届で届け出た住所から区役所までの通勤が公用である。
 - イ 区長は世田谷区代沢から区役所までの通勤が公用である。
 - ウ 通勤手当という「給与」の代わりに区長車という交通用具が支給される。
 - エー代沢ではない別荘からの通勤に対して区は補助することはできない。

 - カ ガソリン代・運転手の超過勤務手当の支出は少なくとも損害である。
 - キ 監査請求の対象期間について。直近1年間の使用に加えて、令和3年度分についても監査を求める。直近1年より前の分についても、当該支出は、令和3年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定において審査されており、これは令和4年10月に行われている。よって、直近1年より前の分については、1年以内に行われた決算行為に対して監査請求を行うことで、監査請求の期間内であるとする。
 - ク 区長は区に対して不当に得た利益を返還する必要がある。キの期間の 狛江市からの通勤に係るガソリン代・運転手の超過勤務手当を世田谷 区に対して返還することを求める。なお、仮に返還を請求できないと しても、区長以外の区役所職員には認められていない2つ以上の住所 からの通勤に対する、区の財政による通勤補助は、法に基づかない措 置であるから12年間の行いを不当であると認定し、道義的な責任と して、過去に要した金額を推計し公表することを求める。
- ② 区長の狛江市の別荘からの通勤時の公用車の利用(令和4年10月以降) ア ①アからオに加え、「区長公用車の使用に関する基準(以下「本件基準」という。)」に反している。
 - イ 狛江からの利用は本件基準の例外に当たらない。
 - (ア) 無線の配備は根拠にならない。
 - (イ) 打合せの必要性は根拠にならない。

- ウ 措置要求の内容について①カからクに同旨
- ③ 松原の政治家事務所との間の通勤時の公用車の利用(令和4年10月以前)
 - ア 往訪先が特定できない「松原」から目的地への公用車利用が存在する。
 - イ 保坂のぶと事務所への往訪は公務ではなく、公用車の使用は違法である。
 - ウ 監査請求の対象期間について。直近1年間の松原への往訪に加えて、 令和3年度分についても監査を求める。(以下①キと同旨)
 - エ 措置要求の内容について。③ウの期間の松原への移動または松原からの移動に係るガソリン代・運転手の超過勤務手当を世田谷区に対して返還することを求める(甲7号証に記載された日にちに限らない)。なお、仮に返還を請求できないとしても、法に基づかない措置であるから12年間の行いを不当であると認定し、道義的な責任として、過去に要した金額を推計し公表することを求める。
- ④ 松原の政治家事務所との間の通勤時の公用車の利用(令和4年10月以降)
 - ア ③アからイに加え、本件基準に反している。
 - イ 措置要求の内容について。住民監査請求期間(直近1年)の松原への 移動または松原からの移動に係るガソリン代・運転手の超過勤務手当 を世田谷区に対して返還することを求める。(以下③エと同旨)
- ⑤ タクシーを用いた帰宅について
 - ア 世田谷区代沢の自宅から狛江市の別荘への単なる移動は、全く公務ではなく私的な行動であり、区の税金を使って移動してよいものではない。しかしながら、実際には世田谷区の税金で契約をしているタクシーチケットを用いて移動したり、公用車で移動したりしている。特にタクシーチケットの請求は区の税金を明確に私物利用している悪質な行為である。
 - イ 刑法における業務上横領にあたる疑いがあり、違法な支出である。
 - ウ 監査請求の対象期間について。令和3年7月1日と12月20日のタクシー利用は、利用日から1年間が経過しており、一見すると住民監査請求の対象外のように思われる。しかしながら、当該支出は、令和3年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定において審査されており、これは令和4年10月に行われている。よって、令和3年7月1日と12月20日のタクシー利用については、1年以内に行われた決算行為に対して監査請求を行うことで、監査請求の期間内であるとする。
 - エ 措置要求の内容について。帰宅等に関するタクシーの利用について、 その利用料を世田谷区に対して返還することを求める。また、返還を 求められない場合であっても、決算の見直し等の、本件の解決のため に必要な措置を求める。

- ⑥ 旅費の宿泊料について実費を超過していることについて
 - ア 世田谷区では、「職員の旅費に関する条例」の第42条で出張時の宿 泊費の支給は定額払いが実費を上回る場合には返金することを求めて いる。すなわち、出張旅費は民間企業同様に実費を請求することが結 果として原則になっている。しかしながら、保坂区長は、実費以上の 金額を請求・受領している。
 - イ 超過した宿泊料の受け取りは違法である。
 - ウ 監査請求の対象について。世田谷区長に限らず全ての職員について、 1年以内の旅費の支給のうち、宿泊料の定額支給をうけたものについ て、宿泊料実費よりも受け取り額が超過しているケースのすべてを対 象とする。また、1年をよりさかのぼった令和3年度の全ての旅費支 給についても、その決算行為は1年以内に行われていることから、決 算行為に対して監査請求することとし対象の期間に含める。令和3年 度の旅費の支給についても前記同様とする。
 - エ 措置要求の内容について。実費ではなく超過して支給されていることは、旅行命令権者たる区長が旅費の調整を行わなかったことが原因であることから、区長がその責任者として区に対して損害賠償(超過旅費の返還)をすることを求める。また、合わせて世田谷区が過去に超過で支給してしまった金額を推計し公表することを求める。さらに、条例について宿泊料の支給の原則を「実費」に変更するように提言を行うことを求める。

(2) 事実証明書

【甲1号証】世田谷区長保坂展人 通勤届

【甲2号証】庁有車運転記録(区長室秘書課)(令和3年4月1日~令和 4年3月31日)

【甲3号証】平成二十八年第二回定例会世田谷区議会会議録第十号六月十 五日(水曜日)を印刷した書面

【甲4号証】庁有車運転記録(区長室秘書課)(令和4年4月1日~12 月12日)

【甲5号証】区長週間日程表(令和3年3月28日~令和4年4月3日)

【甲6号証】区長週間日程表(令和4年4月3日~12月18日)

【甲7号証】行政情報一部開示決定通知書(令和4年12月9日)

【甲8号証】平成27年6月17日判決言渡 平成26年(行ウ)第11 7号公金支出金返還請求事件(住民訴訟)

【甲9号証】外国旅費請求内訳書兼領収書(区職員5名分)

4 請求の要件審査

(1) 本件請求について

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備した請求が 含まれていると認め、令和5年2月13日付でこれを受理した。

(2) 補正について

監査委員は、請求人に対し、令和5年2月27日付4世監第202号をもって、本件請求のうち前記請求の要旨⑥「旅費の宿泊料について実費を超過していることについて」において住民監査請求の対象とする行為について、特定の財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)であることを認識することができる程度に個別的、具体的に摘示し、また、当該行為等が複数である場合には、各行為等を他の行為等と区別して特定認識することができる程度に個別的、具体的に摘示した書面を、令和5年3月8日までに提出するよう補正を求めた。請求人は、同年3月9日、補正書を提出した。

(別紙) 補正書

【別紙1】行政情報開示請求書(2022年12月19日)

【別紙2】最高裁平成16年12月7日判決文(旅費不当支出)

【別紙3】行政情報一部開示決定通知書(令和5年1月19日)

第2 監査の実施

1 監查対象事項

本件請求における監査対象事項は次のとおりである。

「区長の狛江市の別荘からの通勤時の公用車の利用」「松原の政治家事務所との間の通勤時の公用車の利用」「タクシーを用いた帰宅について」「旅費の宿泊料について実費を超過していることについて」に関する行為が、違法又は不当な財務会計上の行為にあたるかどうか。

以降において、請求の要旨に記載の①ないし⑥は、それぞれ「監査対象事項①」「監査対象事項②」「監査対象事項③」「監査対象事項④」「監査対象事項⑥」と記す。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申出があったため、実施しなかった。また、新たな証拠の提出はなかった。

3 監査対象部

区長室を監査対象部とした。

4 監査対象部の見解

監査対象部からは、本件請求に対する弁明書を受理した。その見解は以下の とおりである。

(1) 請求人の主張に対する、弁明書における監査対象部の見解

① 区長公用車使用に対する基本的な考え方

地方自治法第148条は「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共 団体の事務を管理し及びこれを執行する」と定めており、区長は、昼夜を 問わず世田谷区の行っているすべての事務について、管理、執行する権限 を持ち、義務を負っている。この管理、執行の権限、義務を円滑に遂行す るために、移動の際の手段として、区においては、区長の車両の専用を認 めている。

区長は、その職務の性質上、通常の公務をはじめ、緊急時においても連絡調整や指示等を迅速に行う必要があり、常に連絡がとれる体制を整えることが基本となる。そのため、防災行政無線を自宅に設置するほか、区長公用車にも防災行政無線を配備し、公用携帯電話の所持や連絡体制を整備するなど、自宅に限らず、公用車での移動中を含め、様々な場所において効率的な事務執行が可能となる体制を確保している。

また、区長の移動においては、出発地から目的地までの安全性を確保すると共に、多くの公務日程を時間どおりに執行する必要があり、移動の安全性・迅速性を確保する観点から、経路や交通手段を決定している。

このようなことから、公務の遂行のために合理的な必要性がある場合に 公用車を使用することとしており、自宅への送迎のほか、公務と公務外又 は公務外から公務との切り替え時においても合理的な方法及び日程管理に より公用車を運用している。

区長は、主たる生活の本拠地を区内の代沢に置き、資料整理や予定の状況により狛江市内の自宅も利用している。このことは、平成28年6月15日定例会において、世田谷区総務部長から答弁しておりすでに明らかにされているところである。

狛江市内の自宅も日常活動の拠点であることから、どちらの自宅から移動しても問題ないものと考えている。また、個人事務所についても、区役所に近い松原にあり、活動拠点の一つとして公務でも活用している。

公用車の運行については、これまでも区長と十分な打ち合わせをし、運行記録等により適切に管理、運行を行ってきたところ、これまでの管理運用の実態を踏まえて、改めて明文化することで区民にわかりやすくご理解いただけるよう本件基準を策定し、令和4年10月にこれを施行した。なお、本件基準については当然、これまで同様、区長が二か所の自宅を利用している状況を踏まえて策定しており、二か所の自宅から公用車を用いて移動しても何ら問題がないものと考えている。

また、タクシーについては、公務が夜間に及ぶ場合など、運転手の体調管理、合理性等を踏まえ、公用車の代替手段として使用している。

② 請求人の主張について

ア 監査対象事項①ア~カについて

通勤届は、「職員の給与に関する条例」第12条の通勤手当の支給のため、「職員の通勤手当支給規程」第3条に基づき届出されるもので、特別職は「世田谷区長等の給料等に関する条例」第5条により職員の例

と同様の手続きが定められている。

通勤届は通勤手当の支給のために必要な書類であり、区長においても職員と同じく公共交通機関や自転車などの自己所有の交通手段も通勤手段となりうるが、現在区長は常態として公用車を用いて移動していることから、通勤手段を公用車として届け出ているものであり、通勤手当は支給されていない。このことから、通勤届の住所がどのように記載されているかにかかわらず、本件に関して給与制度上の問題は生じていないものと認識している。

また、請求人は、区の一般職員を引き合いに出し区長の公用車使用の不当性を主張するところ、区長と一般職員とではその権限、職責が全く異なるのであって、同等に論ずることができないことは明らかである。

なお、請求人は、狛江市の自宅からの出勤を問題として指摘しているが、①で述べたとおりどちらの自宅から出勤しても問題ないものと考えている。

イ 監査対象事項①キ~クについて

本件請求のうち、支出行為から1年を超えた期間については、法の定める監査請求期間(1年)を経過した後に提起されたものであり、また、当該支出に係る支出負担行為等については、秘密裡になされたものではなく、請求人が相当の注意力をもって調査すれば知ることができたといえるから、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとはいえないので、不適法なものである。

なお、決算認定は、法第242条第1項のいわゆる財務会計行為には 当たらないと考える。

ウ 監査対象事項②ア~イについて

本件基準は、公用車の使用について、①区長の自宅及び公務を行う場所(以下「公務場所」という。)の間の移動であることとしている。本件基準は、区長が二か所の自宅を利用している状況を踏まえて策定しており、二か所の自宅から公用車を用いて出勤しても何ら問題がないものと考えている。

また、請求人は公用車の使用について打合せの必要性は根拠にならないとしているが、コロナ禍で以前より対策事項が増えて、所管との確認や決定の際に電話やオンラインを使用する機会も多くあり、公用車内での公務はコロナ禍以前に増して日常的に行われている。これまでも公務上の必要性がなければ、公用車を使用せず区長自身で移動している。ただし、公務遂行のために合理的な必要性がある場合は、公用車を運行している。

エ 監査対象事項②ウについて

法の定める監査請求期間 (1年) を経過した後に提起されたものであり、また、当該支出に係る支出負担行為等については、秘密裡になされたものではなく、請求人が相当の注意力をもって調査すれば知ることができたといえるから、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとはいえないので、不適法なものである。

なお、決算認定は、法第242条第1項のいわゆる財務会計行為には 当たらないと考える。

オ 監査対象事項③ア~イについて

請求人は、個人事務所での活動は区長としての立場で行う性質の公務ではなく、個人事務所への移動に公用車を使用するのは違法であると指摘している。

この点、公務か公務外かは、場所ではなく内容で判断すべきものであり、公用車の運行の可否については、公務の遂行のために合理的な必要性がある場合であるかどうかという本件基準によって判断すべきものである。監査対象部では、個人事務所は区役所からも約1.6km、車では5分ほどの近い距離にあることや、区長本人が収集している様々な資料が自宅同様に備えてあることから、個人事務所については、区長の活動拠点の一つであると考えている。

個人事務所では、公務に関わる資料確認や資料整理、電話連絡等を行っている。また、個人事務所は、電話やFAX、住所やメールアドレスも公開されていることから、幅広く世田谷区長として宛てられた資料や書籍も届くため、それらを取りに行くこともある。これまでも個人事務所への公用車の運行については、内容を区長とも十分に確認し、公務の遂行のために合理的な必要性がある場合であるかどうかという観点から運行の可否を判断している。そのため、公務と関係のない個人事務所での用務については、監査対象部もその内容については関知しておらず、公務遂行上必要のない公用車の運行は行っていない。以上のことから、適切に公用車を運行していると考えている。

カ 監査対象事項③ウ~エについて

本件請求のうち、支出行為から1年を超えた期間については、法の定める監査請求期間(1年)を経過した後に提起されたものであり、また、当該支出に係る支出負担行為等については、秘密裡になされたものではなく、請求人が相当の注意力をもって調査すれば知ることができたといえるから、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとはいえないので、不適法なものである。

なお、決算認定は、法第242条第1項のいわゆる財務会計行為には 当たらないと考える。

キ 監査対象事項④アについて

上記②オで述べたように、個人事務所で公務を行うこともあり、本件 基準第3条各号に該当する場合、公用車の運行を行っている。

ク 監査対象事項④イについて

個人事務所への公務での送迎の公用車の使用については、本件基準に 基づき運行していることから、ガソリン代等を返還する必要はない。

また、本件請求のうち、支出行為から1年を超えた期間については、 法の定める請求期間(1年)を経過し提起されたものであり、また、当 該支出に係る支出負担行為等については、秘密裡になされたものではな く、請求人が相当の注意力をもって調査すれば知ることができたといえ るから、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとはいえない ので、不適法なものである。

ケ 監査対象事項⑤ア~ウについて

本件請求のうち、令和3年6月30日のタクシーチケットについては、 法の定める監査請求期間(1年)を経過した後に提起されたものであり、 また、当該支出に係る支出負担行為等については、秘密裡になされたも のではなく、請求人が相当の注意力をもって調査すれば知ることができ たといえるから、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとは いえないので、不適法なものである。

なお、決算認定は、法第242条第1項のいわゆる財務会計行為には 当たらないと考える。

令和3年12月19日の、代沢~喜多見のタクシーチケットについては、代沢の自宅から狛江の自宅の移動に使用していない。当日は、弦巻での面会を終えた後、区長週間日程表にない次の面会先である北沢まで移動し、面会が夜間に及ぶことが予想されたため公用車を先に帰庁させた。その後、面会を北沢で行い、終了後タクシーが見つかりやすい代沢の茶沢通りまで歩き、タクシーに乗車し狛江の自宅まで移動したものである。弦巻、北沢いずれの面会も公務での面会であり、公務先から自宅への移動であるため、タクシーチケットの使用は適切である。

令和4年7月23日の、狛江〜代沢のタクシーチケットについては、 狛江の自宅から代沢の自宅への移動には使用していない。この日、区長 は狛江の自宅からタクシーで移動し、区が開設するシモキタ雨庭広場オ ープニングイベントに出席している。シモキタ雨庭広場は、代沢5丁目、 北沢2丁目、代田5丁目の各地にまたがって位置しており、途中代沢の 自宅の経由はなく、シモキタ雨庭広場が位置する代沢で下車し、オープ ニングイベントに出席している。オープニングイベントが主に北沢部分 で行うことから、区長週間日程表では、北沢と記載していた。自宅から 公務場所への移動であり、タクシーチケットの使用は適切である。

コ 監査対象事項⑥について

本件請求のうち、例示として挙げている「台湾・高雄市との文化交流に関する覚書に基づく派遣事業の実施」については、法の定める監査請求期間(1年)を経過した後に提起されたものであり、また、当該支出に係る支出負担行為等については、秘密裡になされたものではなく、請

求人が相当の注意力をもって調査すれば知ることができたといえるから、 監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとはいえないので、不 適法なものである。

また、本件請求のうち、すべての職員を対象とした、1年以内の旅費の支給のうち、宿泊料の定額支給をうけたものについて、宿泊料実費よりも受け取り額が超過しているケースを対象とすることについては、個別的かつ具体的に対象が特定されていないため、回答しかねるものである。

第3 監査対象部への事情聴取等

本事業に関する概要等について、監査対象部からの事情聴取等を行った。その要旨は以下のとおりである。

1 狛江市内にある区長の住居からの通勤

区長公用車の使用の判断について、これまでも過去の裁判例等を参考にした 監査対象部としての運行の考えはあったが、判断基準として対外的に公表され ているものがなかった。このため、明文化することで区民にわかりやすく理解 されるよう、令和4年10月に本件基準を策定した。策定にあたっては過去の 裁判例や以前の判断を基としているため、策定前と策定後では方向性や考えに 変更はない。区長の自宅の定義としては、主たる生活の本拠地、日常活動の拠 点と解釈し、代沢も狛江も、本件基準第3条に規定する自宅として公用車の運 行を行っている。現在、連絡体制の整備として、防災行政無線は狛江市内にあ る区長の住居にも設置している。

庁有車運転記録(監査請求期間(1年))にある「狛江市」は、狛江市内にある区長の住居であるが、「狛江市一狛江市」と連続している記録は、狛江市内にある区長の住居から狛江市内の医療機関に立ち寄り、その後公務へ移動したもので、その運転記録は7回ある。普段、通院については区長自身で行っているが、公用車を運行しなければスケジュール的に通院時間が確保できない場合に限って、朝の通勤途中に医療機関に立ち寄り、その後の公務への移動のため公用車を使用している。監査対象部では、過去の監査請求記録で医療機関への立ち寄りは社会通念上許される範囲のものとの事例を参考に、効率性を考慮し、本件基準第4条第4号「区長車を使用しなければ、公務の遂行又は区政に係る事務の進行に支障が出るおそれがあるなど、やむを得ない事情があること。」に該当するとして運行している。

弁明書で説明しているとおり、公用車の運行は、自宅への送迎のほか、公務と公務外の場所、またその逆の移動がある。根拠としては、本件基準第3条第4号に該当するものと考えている。第4号の「やむを得ない事情」とは、公務と公務外の切り替えを適切に行うための移動である場合、車中を利用しなければ通常の区長の責務を果たすことが困難であり、公務を車中で行っている場合などと認識している。また、公務での移動は基本的に随行職員が同行する。

2 松原の個人事務所への公用車の移動

庁有車運転記録に記載の「松原」とは、区長の個人事務所の他に「うめとび あ(世田谷区立保健医療福祉総合プラザ)」「児童相談所」「梅丘パークホー ル(北沢区民会館別館)」がある。請求人の情報開示請求で松原に関する記録 がない、と回答したのは、区長週間日程表に予定がなく急遽運行を行った(新 型コロナワクチン接種視察など)ため、記録が残っていなかったことによる。 区長の個人事務所は政治団体としても届出がある。弁明書に記載している「公 務の遂行のために合理的な必要性がある場合」とは、移動場所ではなく内容で 判断しており、個人事務所には区長本人が収集している様々な資料が備えてあ り、公務にかかわる資料確認や資料整理、電話連絡、区長へ宛てられた資料や 書籍を取りに行く行為などはそれに該当すると判断している。滞在時間は内容 によるが、公務の合間を活用しての活動になるので、長時間にわたることはな いと記憶している。判断材料として参考にしている過去の裁判の中に東京都知 事の公用車の使用に関する判例があり、「当該事務所が『知事の活動の一つの 拠点と考えられることからすれば』、『一旦同事務所に立ち寄ったのも、公的 活動の一環と推認できこそすれ、これが知事としての立場を離れた私的生活領 域内での行動であったということはできない。』」とされていることから、事 務所への立ち寄りも公的な活動の一環であると解している。また、公用車の使 用根拠は本件基準第3条第1号及び第2号が該当すると考えている。

3 タクシーチケットの使用について

区長は公用車での移動を基本としており、タクシー利用はあくまで公用車の代替手段である。利用できるのは、本件基準第3条に規定した内容となる。利用に際しては、週毎に秘書課長が運行確認を行い、その後急遽必要となった場合はその都度確認を行っている。その場合は必ず秘書課長に連絡を入れるよう徹底している。現時点では、後日タクシーチケットの使用を認めなかった事例はない、と記憶している。タクシーの利用及び報告の手続きは、「公用車の使用の代替としてのタクシーチケット使用に関する要領(平成21年10月)」に定められている。令和3年12月の場合は、代沢の自宅から狛江市内にある区長の住居への利用ではなく、公務である面会の予定が夜間に及ぶことが想定されたため、運転手を帰庁させタクシーチケットの使用に至った。令和4年7月の場合は、運転手の事情により公用車の運行ができず、タクシーを利用し公務として複数個所を移動した。

4 その他の事項について

- (1) 事情聴取の中で、以下の点についても監査対象部に確認した。
 - ① 事実証明書について

本件請求の事実証明書として添付された甲2号証及び甲4号証ないし甲7号証と合致する行政文書についてなされた開示請求は、全件とも受付日から30日以内で開示決定がされている。

該当	開示請求日	受付日	開示決定日
甲2号証	2022年12月7日	2022年12月12日	2023年1月11日
甲4号証	2022年12月7日	2022年12月12日	2023年1月11日
甲5号証	2022年12月7日	2022年12月12日	2023年1月11日
甲6号証	2022年12月7日	2022年12月12日	2023年1月11日
甲7号証	2022年11月11日	2022年11月12日	2022年12月9日

- ② タクシーチケットの支払日
 - ア 令和3年6月30日利用(令和3年7月1日報告) 支払日 令和3年8月31日
 - イ 令和3年12月19日利用(令和3年12月20日報告)支払日 令和4年2月21日
 - ウ 令和4年7月23日利用(令和4年7月25日報告) 支払日 令和4年9月26日
- ③ 公用車の運行の判断にあたり参考とした判例
 - ア 東京都知事の公用車使用に関する判例(平成20年2月8日東京地裁 判決)
 - イ 東京都知事の公用車使用に関する判例(平成20年5月28日東京高 裁判決)
 - ウ 都議会議長専用公用車の私的利用を違法・不当としてその利用に要し た経費の返還を求める住民監査請求監査結果(平成17年11月10日)
 - 工 新潟市住民監査請求結果(新監査公表第13号、平成29年1月13 日)
- (2) 本件請求には、令和3年7月1日と12月20日のタクシー利用と記載されているが、これは、タクシーチケット使用報告書に記載の報告年月日であり、実際にタクシーを利用しているのは以下の年月日であることを確認した。
 - ① 令和3年7月1日報告 → 令和3年6月30日利用
 - ② 令和3年12月20日報告 → 令和3年12月19日利用
- (3)シモキタ雨庭広場の住居表示は、令和4年5月1日に、代沢5丁目34番 11号に決定されている。

第4 監査の結果

監査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

1 判断

(1) 本件請求のうち、監査対象事項⑥旅費の宿泊料について実費を超過していることについて超過分の返還を求める旨の請求は、地方自治法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

- (2) 本件請求のうち、以下の部分は、地方自治法第242条第2項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。
 - ① 監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月13日以前の公用車の利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求
 - ② 監査対象事項⑤のうち、令和3年6月30日のタクシー利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求
- (3) 請求人のその余の請求は、いずれも理由がないと認める。

2 理由

(1)監査対象事項⑥(旅費の宿泊料について実費を超過していることについて) について

住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)を、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に個別的、具体的に摘示することを要する。また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないと解される(最高裁判所第三小法廷平成2年6月5日判決(最高裁判所民事判例集44巻4号719頁))。

これを本件についてみると、職員らに対する旅費の支給は、その性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合に該当しないから、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するところ、監査対象事項⑥に係る本件請求には、「世田谷区長に限らず全ての職員について、1年以内の旅費の支給のうち、宿泊料の定額支給をうけたものについて、宿泊料実費よりも受け取り額が超過しているケースのすべてを対象とする。」との記載があるのみであり、本件請求及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、請求人が提出したその他の資料等を総合しても、特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に個別的、具体的に摘示されたものとはいうことはできない。

また、監査委員は、請求人に対し、令和5年2月27日付4世監第202 号をもって、本件請求のうち「旅費の宿泊料について実費を超過しているこ とについて」において住民監査請求の対象とする行為について、特定の財務 会計上の行為又は怠る事実であることを認識することができる程度に個別的、具体的に摘示し、また、当該行為等が複数である場合には、各行為等を他の行為等と区別して特定認識することができる程度に個別的、具体的に摘示した書面を、令和5年3月8日までに提出するよう補正を求めたところ、請求人は、同年3月9日提出の補正書をもって、「令和4年12月に

■が請求を行った、行政情報の開示請求(別紙1と同旨のもの)の対象となる出張に係る宿泊料の支給」と補正した。しかし、補正において「別紙1」として引用される行政情報開示請求書が対象とする出張とは「令和元年4月から翌年3月と、令和4年4月以降の、全職員の国内外出張(宿泊料を伴うものに限る。)のうち、宿泊料を実費ではなく「定額」で支給したもの」であると解され、補正によっても、特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に個別的、具体的に摘示されたものということはできない。

したがって、本件請求のうち、監査対象事項⑥旅費の宿泊料について実費を超過していることについて超過分の返還を求める旨の請求は、請求の特定を欠き、地方自治法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

(2)監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月13日以前の公用車の利用 の違法又は不当を理由とする部分に係る請求、及び監査対象事項⑤のうち、 令和3年6月30日のタクシー利用の違法又は不当を理由とする部分に係る 請求について

地方自治法第242条第2項は、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないとし、ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとする、としている。そして、本件請求は令和5年2月13日に提出されたものであるから、監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月13日以前の公用車の利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求、及び監査対象事項⑤のうち、令和3年6月30日のタクシー利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求は、いずれも当該行為のあった日から1年以上が経過した後になされたものである。そこで、それら請求が、当該行為のあった日から1年以上が経過した後になされたことについて「正当な理由」があるかを検討する。

地方自治法第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めている。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのは相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしているのである。したがって、上記のように当該行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団

体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである(最高裁判所第二小法廷昭和63年4月22日判決(裁判集民事154号57頁))。そして、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、上記の趣旨を貫くのは相当でないというべきである。したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである(最高裁判所第三小法廷平成14年9月17日判決(裁判集民事207号111頁))。

そして、普通地方公共団体の住民に要求される相当の注意力の程度とは、 前記のような地方自治法第242条第2項の規定の趣旨からすれば、受動的 に知った情報等だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれ ば誰でも知り得る状態に置かれた情報については、情報公開条例に基づく公 開請求をするなどして、積極的に調査することが要求されるものと解するの が相当である。

以上は、地方自治法第283条第1項により、特別区である世田谷区について適用される。

これを本件についてみると、監査対象部への事情聴取等によれば、監査対象事項①ないし⑤に係る本件請求に関し事実証明書として添付された行政文書は、インターネット等で入手が容易な甲3号証と甲8号証を除き、いずれも「世田谷区情報公開条例」に則った情報開示請求によって入手可能であり、また、甲2号証、及び甲4号証ないし甲7号証と合致する行政文書についてなされた開示請求は、いずれも開示請求の受付日から30日以内に開示決定がされていると認められる。その他に、請求人から正当な理由に関する主張はない。

以上からすると、区民が相当の注意力をもって調査すれば、当該行為等があった日から2か月を経過したころまでには、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為等の存在及びその内容を知ることができる状態になったということができる。したがって、監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月13日以前の公用車の利用、及び監査対象事項⑤のうち、令和3年6月30日のタクシー利用については、その存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたということはできず、それらの行為の違法又は不当を理由とする部分に係る請求は、地方自治法第242条第2項の要件を充足せず、不適法であると認められる。

これに対し、請求人は、監査対象事項①ないし④のうち、令和3年度分の公用車の利用、及び監査対象事項⑤のうち、令和3年6月30日のタクシー利用は、いずれも令和3年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定において審査されており、当該認定は令和4年10月に行われていることを理由とし

て、地方自治法第242条第2項の要件を充足すると主張する。しかしながら、前記の地方自治法第242条第2項の規定の趣旨から、当該行為等についての議会における決算の認定が本件請求の1年以内に行われていることは、同条同項にいう「正当な理由」となるものではない。また、議会の決算認定は財務会計上の行為ではないから、議会の決算認定自体を住民監査請求の対象とすることはできない。

以上より、監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月13日以前の公用車の利用、及び監査対象事項⑤のうち、令和3年6月30日のタクシー利用が違法又は不当であることを理由とする部分に係る請求は、地方自治法第242条第2項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

なお、監査対象事項⑤のうち、令和3年12月19日のタクシー利用は、本件請求のあった日から1年以上前の行為である。しかしながら、同日のタクシー利用に係るタクシー代の支払日は令和4年2月21日であり、このタクシー代の支払日をもって地方自治法第242条第1項にいう公金の支出と捉えれば、本件請求は当該行為の日から1年を経過する前に行われているから、監査対象事項⑤のうち、令和3年12月19日のタクシー利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求については、地方自治法第242条第2項の要件を充足し、適法であると解し、監査を実施することとした。

(3) 監査対象事項である財務会計上の行為の違法性・不当性

本件請求のうち不適法として監査を実施しないこととしたものを除いた、 監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月14日以降の公用車の利用の 違法又は不当を理由とする部分に係る請求、並びに監査対象事項⑤のうち、 令和3年12月19日及び令和4年7月23日のタクシー利用の違法又は不 当を理由とする部分に係る請求について、以下に検討する。

① 監査対象事項① (区長の狛江市の別荘からの通勤時の公用車の利用 (令和4年10月以前) について

世田谷区においては、区長は公用車(以下「区長車」という。)を専用するものとされている(世田谷区自動車の管理等に関する規程(以下「公用車管理規程」という。)第5条)。区は、区長に区長車を専用させる趣旨を、区長が区の事務を管理しこれを執行する権限及び義務を円滑に遂行するためであるとし、区長の職務の性質上、緊急時においても連絡調整や指示等を迅速に行う必要があり、常に連絡がとれる体制を整えるため、防災行政無線を自宅に設置するほか、区長車にも防災行政無線を配備し、公用携帯電話の所持や連絡体制を整備するなど、自宅及び区長車での移動中を含め、様々な場所において効率的な事務執行が可能となる体制を確保している。また、区長の移動においては、出発地から目的地までの安全性を確保すると共に、多くの公務日程を時間どおりに執行する必要があり、移動の安全性・迅速性を確保する観点から、経路や交通手段を決定しているとする。区長は、区を統轄してこれを代表し(地方自治法第147条)、区の事務を管理しこれを執行し(同法第148条)、その職務は多岐にわたり(同法第149条参照)、また、特別職の公務員であって、勤務時間

や休暇が定められておらず(地方公務員法第3条第3項第4号、第4条第2項参照)、公務が一般職の公務員の勤務時間外や休日に行われることも少なくないと考えられることなどに鑑みれば、区長に公用車を専用させる趣旨及び目的は正当なものと認めることができる。

そして、令和4年10月の本件基準策定前は、区長車について特別の定めはないから、公用車管理規程が適用されると解され、区長車については、その使用時間に制限はなく(公用車管理規程第6条)、使用手続も使用基準も定められていない(公用車管理規程第7条)のであるから、区長車をいついかなる目的、方法及び態様で使用するかは、専ら区長の判断に委ねられていたものと解される。

もっとも、地方公共団体はその事務を処理するに当たって最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとする地方自治法第2条第14項、及び地方公共団体の経費はその目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとする地方財政法第4条第1項の趣旨、並びに公用車は「公用に供するものをいう」(公用車管理規程第2条第3号)とされていることからすれば、区長が公務を遂行するためにおよそ必要のない区長車の使用については、その裁量権の濫用、逸脱として違法・不当となるというべきである。

以上の観点からすれば、区長の生活の本拠としての自宅への送迎における区長車の使用は、公務と公務外との切り替え時においても効率的な事務執行が可能となる体制を確保し、移動の安全性・迅速性を確保するという公用車専用の趣旨に鑑みてその合理性を認めることができる。そして、生活の本拠としての自宅であるか否かは、その実態において決せられるべきであり、生活の本拠としての実態がある限り、一つに限定されるものではないと解される。

これを本件について見ると、狛江市内にある区長の住居は、区内の代沢の住居とともに区長の生活の本拠であると認められ、また防災行政無線も設置されているというのであるから、狛江市内にある区長の住居への送迎における区長車の使用は、公用車専用の趣旨に照らしてその目的、方法及び態様において合理性を認めることができる。

これに対し、請求人は、公用車の支給は通勤手当の代替であり、区長が通勤届において住居として届け出ているのは区内の代沢の住居であるから、狛江市内にある区長の住居への送迎は公用でなく、通勤手当の代替である公用車を利用することは違法であるとする。しかしながら、区長に区長車を専用させる趣旨は上記のとおりであって、区長車の専用は通勤手当の代替ではなく、また、通勤届は、「職員の給与に関する条例」第12条の通勤手当の支給のため、「職員の通勤手当支給規程」第3条に基づき届出されるものであるところ、特別職である区長も「世田谷区長等の給料等に関する条例」第5条により職員の例と同様の手続きが定められていることから、通勤手当の支給のために必要な書類として通勤届を提出したものであり、かつ、区長には通勤手当は支給されていないと認められるから、区長が通勤届において住居として届け出ているのが区内の代沢の住居であるからといって、生活の本拠と認められる狛江市内にある区長の住居への

送迎が違法又は不当となるということはできず、請求人の主張は採用することができない。

以上から、狛江市内にある区長の住居への送迎における公用車の使用は、公用車専用の趣旨に照らしてその目的、方法及び態様において合理性が認められ、違法又は不当であるということはできない。

なお、監査の結果、令和4年2月14日以降の庁有車運転記録(甲2号証、甲4号証)のうち、「狛江市一狛江市」と連続している記録が令和4年2月14日以降、令和4年9月までの間に5回あることが判明し、これら5回の移動は、いずれも狛江市内にある区長の住居において区長が区長車に乗車後、狛江市内の医療機関に立ち寄り、その間区長車は近隣において待機し、診察終了後公務場所へ移動したものであると認められた。そこで、狛江市内にある区長の住居から医療機関を経由して公務場所へ移動するにおいて区長車を使用することが違法又は不当であるかを検討する。

前述のとおり、区長車をいついかなる目的で使用するかは、専ら区長の 判断に委ねられており、区長が公務を遂行するためにおよそ必要のない区 長車の使用に限り、その裁量権の濫用、逸脱として違法・不当となるとい うべきである。

これを本件について見るに、区は、公務の遂行のために合理的な必要性がある場合に区長車を使用することとし、過去の裁判例等も参考にしつつ、自宅への送迎のほか、公務と公務外又は公務外から公務との切り替え時においても合理的な方法及び日程管理により区長車を使用しているとのことであり、また、令和4年10月に策定した本件基準は、過去の裁判例や従前の判断を基としており、本件基準の策定前と策定後において区長車の使用に関する方向性や考えに変更はないとのことであるから、本件基準策定前においても、本件基準第3条第2項の定めに準じて、区長車の使用により公務が円滑かつ安全に遂行することができるか否かという観点からその使用の可否を判断していたものと認められる。

そして、通勤途中で診察・治療のため医療機関に立ち寄ることは日常生活上必要な行為であると認められること、当該医療機関は、狛江市内にある区長の住居から車で10分弱の距離にあること、医療機関において診察・治療に要する時間はそれほど長時間ではないと同時に、各機会において所要時間はまちまちであって事前に想定しておくことが困難であるから、医療機関において診察・治療している間その近隣で区長車が待機し、終了後速やかに区長車で公務場所に向かう体制を整えておくことは、区長に公用車を専用させる趣旨及び目的に鑑みて合理性があると認められることなどからすれば、狛江市内にある区長の住居から医療機関を経由して公務場所へ移動するにおいて区長車を使用することは、公用車専用の趣旨に照らして、その目的、方法及び態様において不合理とまでいうことはできず、区長の裁量権を濫用、逸脱するものということはできない。

以上から、狛江市内にある区長の住居から医療機関を経由して公務場所へ移動するにおいて区長車を使用することは、違法又は不当であるとは認められない。

② 監査対象事項②(区長の狛江市の別荘からの通勤時の公用車の利用(令和4年10月以降)について

区は、令和4年10月、区長車の適正かつ効率的な使用に関し必要な事項を定めることを目的として本件基準を策定し、以後は本件基準に則り区長車を使用している。そして、本件基準第3条第1号により、区長の自宅及び公務を行う場所の間の移動において区長車を使用することを認めている。

公務と公務外との切り替え時においても効率的な事務執行が可能となる体制を確保し、移動の安全性・迅速性を確保するという公用車専用の趣旨に鑑みれば、本件基準第3条第1号にいう「自宅」とは、区長の生活の本拠をいうものと解するのが相当であり、また、生活の本拠としての自宅であるか否かは、その実態において決せられるべきであり、生活の本拠としての実態がある限り、一つに限定されるものではないと解される。そして、前述のとおり、狛江市内にある区長の住居は、区内の代沢の住居とともに区長の生活の本拠であると認められる。

以上から、狛江市内にある区長の住居への送迎における区長車の使用は、本件基準を充足するものであり、公用車専用の趣旨に照らして、その目的、方法及び態様において合理性を認めることができる。

したがって、令和4年10月以降における狛江市内にある区長の住居への送迎における公用車の使用は、違法又は不当であるとは認められない。

また、令和4年10月以降も、狛江市内にある区長の住居から医療機関を経由して公務場所へ移動するにおいて区長車を使用している事実が2回認められるが、①において述べたとおり、かかる使用は、公用車専用の趣旨に照らして、その目的、方法及び態様において不合理とまでいうことはできず、本件基準第3条第4号に定める「やむを得ない事由」に該当すると認められる。

以上から、令和4年10月以降において、狛江市内にある区長の住居から医療機関を経由して公務場所へ移動するにおいて区長車を使用することは、本件基準を充足するものであり、違法又は不当であるとは認められない。

③ 監査対象事項③(松原の政治家事務所との間の通勤時の公用車の利用 (令和4年10月以前)について

所管部からの事情聴取等から、庁有車運転記録(甲2号証、甲4号証)に「松原」と記載されている場所には、「うめとぴあ(世田谷区立保健医療福祉総合プラザ)」、「児童相談所」、「梅丘パークホール(北沢区民会館別館)」の他に、請求人の主張のとおり、区長の個人事務所が含まれていると認められる。

前述のとおり、区長車をいついかなる目的、方法及び態様において使用するかは、専ら区長の判断に委ねられており、区長が公務を遂行するためにおよそ必要のない区長車の使用に限り、その裁量権の濫用、逸脱として違法・不当となるというべきである。これを本件について見ると、区長の個人事務所への移動について、監査対象部は、個人事務所には区長本人が

収集している様々な資料が備えてあり、公務にかかわる資料確認や資料整理、電話連絡、区長へ宛てられた資料や書籍を取りに行くなどの目的で行われるものであって、区長の公的な活動の一環であると解しており、個人事務所に向かう際には、秘書課長がその都度目的を確認し、また滞在時間も長時間にわたることはないとする。区長は、区を統轄してこれを代表し、区の事務を管理しこれを執行するものであって、その職務は多岐にわたり、勤務時間や休暇が定められていないことに加え、区長は選挙によって選ばれることなどに鑑みれば、区民の声を区政に反映させる区長としての活動は多様な形態を取り、また、その活動場所も庁舎内に限られるものではない。上記事実からすれば、区長の個人事務所は区長の活動の一つの拠点となっていると認められ、区長の個人事務所は公務場所ないしこれに準ずる場所と解することができる。これに対し、請求人は、政治家の事務所である以上、この事務所での活動は世田谷区長としての立場で行う性質の公務ではないとするが、以上述べたところから妥当でない。

以上から、区長の個人事務所への移動に区長車を使用することは、公用 車専用の趣旨に照らして、その目的、方法及び態様において不合理とまで いうことはできず、区長がその裁量を逸脱、濫用したものということはで きないから、違法又は不当とは認められない。

④ 監査対象事項④(松原の政治家事務所との間の通勤時の公用車の利用 (令和4年10月以降)について

本件基準第3条第1項は、区長の自宅及び公務場所の間の移動(第1号)、公務が連続する場合におけるそれぞれの公務場所の間の移動(第2号)、区長車を使用しなければ、公務の遂行又は区政に係る事務の進行に支障が出るおそれがあるなど、やむを得ない事由がある場合(第4号)に区長車を使用することができるとする。そして、③において述べたことからすれば、区長の個人事務所は公務場所またはこれに準ずる場所と解することができるから、区長の個人事務所への移動に区長車を使用することは、同条同項第1号、第2号又は第4号に該当し、公用車専用の趣旨に照らして、その目的、方法及び態様において合理性を認めることができる。以上から、区長の個人事務所への移動に区長車を使用することは、令和4年10月以降においても、違法又は不当とは認められない。

⑤ 監査対象事項⑤ (タクシーを用いた帰宅について) について 区長のタクシー利用については特段の規定がなく、「公用車の使用の代替としてのタクシーチケット使用に関する要領 (平成21年10月)」 (以下「本件要領」という。)が適用されると解される。そこで、区長のタクシー利用は、本件要領第3条の定めにより、その緊急性、効率性及び 経済性並びに区長の健康管理面等の観点から判断して、合理的な範囲内で 認められることとなるが、既に述べたような区長が担う職責の性質、内容 等に照らせば、区長車使用の代替としてのタクシーの利用は、区長の合理 的な判断に委ねられていると解される。また、本件要領第3条第2項は、

「旅行先から直接帰宅する場合のタクシー利用については、原則として旅

行先から合理的な帰宅経路上の最寄り駅までとする。」と定めるが、区長の生活の本拠としての自宅への送迎に区長車の使用が認められることからすれば、区長車使用の代替としてタクシーを利用することが、その目的、方法及び態様において不合理でない限り、公務場所から直接帰宅する場合においても、区長の生活の本拠としての自宅までタクシーを利用することができるものと解すべきである。

これを本件について見ると、まず令和3年12月19日のタクシーの利 用について、請求人は、区内の代沢の住居から狛江市内にある区長の住居 への移動であると主張するが、監査対象部の弁明及び事情聴取等から、北 沢での公務終了後、タクシーが見つけやすい場所まで移動し、狛江市内に ある区長の住居に帰宅した際のものであると認められる。そして、公務場 所から狛江市内にある区長の住居への帰宅は区長車を利用することができ るところ、同日において、区長車ではなくタクシーを利用した理由は、公 務の予定が夜間に及ぶことが想定されたため、運転手を帰庁させたことに よるということであるから、区長車の代替としてのタクシーの利用の方法 及び態様として不合理であるということはできない。また、令和4年7月 23日のタクシーの利用について、請求人は、狛江市内にある区長の住居 から区内の代沢の住居への移動であると主張するが、監査対象部の弁明及 び事情聴取等から、狛江市内にある区長の住居から公務場所であるシモキ タ雨庭広場が位置する代沢まで移動した際のものであると認められる。そ して、狛江市内にある区長の住居から公務場所への移動は区長車を利用す ることができるところ、同日において、区長車ではなくタクシーを利用し た理由は、当日運転手の事情により区長車を利用できなかったことによる ということであるから、区長車の代替としてのタクシーの利用の目的、方 法及び態様において不合理であるということはできない。

以上から、令和3年12月19日及び令和4年7月23日のタクシーの利用は、いずれも区長がその裁量を逸脱、濫用したものということはできず、違法又は不当であるとは認められない。

3 結論

よって、本件請求のうち、監査対象事項⑥旅費の宿泊料について実費を超過していることについて超過分の返還を求める旨の請求は、請求の特定を欠き、地方自治法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととし、監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月13日以前の公用車の利用、及び監査対象事項⑤のうち、令和3年6月30日のタクシー利用が違法又は不当であることを理由とする部分に係る請求は、地方自治法第242条第2項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととし、監査対象事項①ないし④のうち、令和4年2月14日以降の公用車の利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求、並びに監査対象事項⑤のうち、令和3年12月19日及び令和4年7月23日のタクシー利用の違法又は不当を理由とする部分に係る請求は、いずれも理由がないと判断した。

4 意見

区は、区長に区長車を専用させることについて、区民の理解が得られるよう 努めなければならず、また、区長は、区長車を専用させる趣旨を理解のうえ、 適切な基準に従ってこれを使用することが求められる。

しかるに現在、本件基準第3条第1項第1号に規定される「区長の自宅」として取り扱う場所を定める手続が存在しない。しかしながら、「区長の自宅」として取り扱う場所が適切に定められていなければ、区長車の使用が本件基準に合致するか否かの判断が恣意的なものとなるおそれがある。したがって、同条同項同号に規定される「区長の自宅」として取り扱う場所を定めるにおいて、予め所定の方式に従って届け出させるなどの適切な手続を整備しておくことが望ましい。

添付

(別紙) 世田谷区職員措置請求書

(別紙) 事実証明書

【甲1号証】世田谷区長保坂展人 通勤届

【甲2号証】庁有車運転記録(区長室秘書課)(令和3年4月1日~令和4年3月31日)

【甲3号証】平成二十八年第二回定例会世田谷区議会会議録第十号六月十 五日(水曜日)を印刷した書面

【甲4号証】庁有車運転記録(区長室秘書課)(令和4年4月1日~12 月12日)

【甲5号証】区長週間日程表(令和3年3月28日~令和4年4月3日)

【甲6号証】区長週間日程表(令和4年4月3日~12月18日)

【甲7号証】行政情報一部開示決定通知書(令和4年12月9日)

【甲8号証】平成27年6月17日判決言渡 平成26年(行ウ)第11 7号公金支出金返還請求事件(住民訴訟)

【甲9号証】外国旅費請求内訳書兼領収書(区職員3名分)

(別紙) 補正書

【別紙1】行政情報開示請求書(2022年12月19日)

【別紙2】最高裁平成16年12月7日判決文(旅費不当支出)

【別紙3】行政情報一部開示決定通知書(令和5年1月19日)

なお、事実証明書及び別紙の各標目については、添付は省略した。



世田谷区職員措置請求書

世田谷区是正學好措置請求 多為.

第一 請求の内容

- (1) 区長の狛江市の別荘からの通勤時の公用車の利用(令和4年10月以前)
 - ①通勤届で届け出た住所から区役所までの通勤が公用である

職員の給与に関する条例によると、世田谷区の職員は通勤手当を「給与」の一環として支給されることとなっているところ¹、これは区長についても通常の職員と同じ取り扱いである²ことから、区長の通勤手当も「給与」である。この通勤手当の対象となる通勤距離は、通勤届に記載された職員の住居から勤務庁までに至る最短の経路でなければならない³。また、住居の欄は1つに限られることから、2以上の住居を起点に通勤手当を受けることはできないか、仮に受けられるとしても2以上の住居を記載しなければならない。当然のことながら、一般の職員が通勤届で届けている自宅ではない別荘から通勤したとしても、その別荘から区役所までの通勤にかかる費用を、世田

②区長は世田谷区代沢から区役所までの通勤が公用である

谷区が負担することはない。

¹ 職員の給与に関する条例:昭和26年10月11日条例第11号第2条

²世田谷区長等の給料等に関する条例:昭和47年6月30日条例第19号第4条

³ 職員の通勤手当支給規程:昭和33年8月1日訓令甲第5号第2条

世田谷区長保坂展人氏は、通勤届の住居として世田谷区代沢のみを届け出ている(甲1号証)。そのため、世田谷区による保坂氏の通勤に対する金銭的補助は、世田谷区代沢から勤務庁である世田谷区役所までの最短の経路に対するものが限度となる。

③通勤手当という「給与」の代わりに区長車という交通用具が支給される 通勤届によれば、保坂氏の通勤手当の代替として区長公用車という交通用 具が支給されている。

④代沢ではない別荘からの通勤に対して区は補助することはできない

①から③を踏まえると、区長公用車は通勤手当の一形態である以上、通勤の場面においては、世田谷区代沢から勤務庁である世田谷区役所までの間にしか使用が認められない。

⑤狛江市の別荘からの通勤に対して区から補助を受けていることは不当

しかしながら、保坂区長は狛江市南岩戸の別荘から令和3年度には259回も出勤または退勤していることが確認できる(甲2号証)。これは、年間の過半数に及ぶものであり、一時的なものとも異なる。通勤届で届け出てい

る勤務地ではない場所からの恒常的な通勤を認め、かつ、それに対する補助 を区が行っていることは極めて妥当性に欠け、不当である。

もしかりに、区長公用車は通勤手当の代替ではないという論を採用する場合であったとしても、不当な補助であるという結論は変わらない。

自宅を 2 か所指定できる規則や条例がない以上、仮に区長ではない一般職員が、通勤届で届けている自宅以外の別荘から勤務しているにもかかわらず、「給与」として自宅からの通勤手当を受給し続けているのであれば、給与の違法支払・不適正受給にあたる。そのため、「懲戒処分の指針」に基づき、減給又は戒告となる4。このころから、通勤届で届けている自宅以外の別荘からの勤務は正当な「公用」ということできない。公用車は、世田谷区の条例で「公用に供する」と定められている5以上、上述のような正当な「公用」といえない行為に対して公用車を利用することはできない。

いずれにしても、通勤届で届け出ている勤務地ではない場所からの恒常的 な通勤を認め、かつ、それに対する補助を区が行っていることは極めて妥当

⁴ 懲戒処分の指針:2世人第3号令和2年4月1日

第2(7)給与の違法支払・不適正受給

故意に法令等に違反して給与を不正に支出した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届 出をするなどして給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

⁵世田谷区自動車の管理等に関する規程;昭和40年6月1日訓令甲第38号第2条

性に欠け、不当である。

⑥ガソリン代・運転手の超過勤務手当の支出は少なくとも損害である

届け出のない狛江市の別荘への不当な通勤送迎をするために、公用車は

- 1) 出勤時:区役所出発してから狛江市で区長を拾い、区役所に戻る
- 2) 退勤時:区役所で区長を乗せたのち狛江市で下ろし、区役所に戻る という工程を余儀なくされており、代沢と区役所の間を送迎するよりも、 ガソリン代と運転手の超過勤務手当が多く計上されていると考える。

⑦監査請求の対象期間について

直近1年間の使用に加えて、令和3年度分についても監査を求める。直近1年より前の分についても、当該支出は、令和3年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定において審査されており、これは令和4年10月に行われている。

よって、直近1年より前の分については、1年以内に行われた決算行為に対して監査請求を行うことで、監査請求の期間内であるとする。

⑧区長は区に対して不当に得た利益を返還する必要がある

⑦の期間の狛江市からの通勤に係るガソリン代・運転手の超過勤務手当を 世田谷区に対して返還することを求める。

なお、仮に返還を請求できないとしても、区長以外の区役所職員には認められていない2つ以上の住所からの通勤に対する、区の財政による通勤補助は、法に基づかない措置であるから12年間の行いを不当であると認定し、道義的な責任として、過去に要した金額を推計し公表することを求める。

- (2) 区長の狛江市の別荘からの通勤時の公用車の利用(令和4年 10 月以降)
 - ① (1) ①から⑤に加え、「区長公用車の使用に関する基準」に反している 同基準では、「区長の自宅及び公務を行う場所の間の移動」に区長車を利 ・ 用できるとされる。

区の一般職員であれば、家が2つあることを理由に、別荘からの通勤手当を受けられるわけではなく、あくまでも通勤届で記載した唯一の自宅からのみの通勤に対して補助を受けられる制度である。(1)①のとおり、区の職員と区長でその性質は変わらない。

この自宅の位置は、保坂区長自らが通勤届により、世田谷区代沢を指定している。よって、自宅として届出ていない狛江市からの移動に公用車を使用することは、上記基準に照らして基準に反した不適法なものである。

②狛江からの利用は「区長公用車の使用に関する基準」の例外に当たらない

同基準では「区長車を使用しなければ、公務の遂行又は区政に係る事務の進行に支障が出るおそれがあるなど、やむを得ない事由がある」場合には、「区長の自宅及び公務を行う場所の間の移動」以外にも公用車を使用できると定める。そこで、狛江からの送迎が「やむを得ない事由」にあたるかが問題となる。

(ア) 無線の配備は根拠にならない

かつて区議会で公用車の使用が問題になっとき、区長が昼夜を問わずに公務に対応する必要性と、区長公用車に防災行政無線が配備されていることを基に、世田谷区は公用車での狛江からの送迎を正当化した答弁を行っている(甲3号証)。しかし、この論拠を完全に認めてしまうと、区長という地位にあり続ける以上は、例えば政務と政務の間で公用車を利用することまで正当化されてしまうため、「区長公用車の使用に関する基準」がすべて空文化してしまうことになり、立法趣旨に反する。よって、区議会で世田谷区が主張した理由は、公用車の利用の正当化自由とはなり得ない。

上記を踏まえると、公用携帯電話の所持や連絡体制が整備されている(甲 3号証)以上、自宅以外からの通勤の際に、区長と世田谷区の連絡手段は担 保されていると考えられるので、狛江からの公用車による送迎が「やむを得ない事由」と言えない。

(イ) 打合せの必要性は根拠にならない

保坂区長は、週刊誌の記事に対し、公用車を用いて政治家の講演に向かった際に「車中で区政に関する連絡及び相談をする必要があったため」公用車を使用したと説明をしている。しかし、区政に関する連絡及び相談は、この移動中でなければできないという特段の事由がない限りは、その論拠として認めるべきではない。区長の登庁時間や退庁時間が、社会通念に照らして、必ずしも朝早すぎたり、夜遅すぎたりしているわけではない(甲2号証と甲4号証:公用車配車記録における稼働の開始と終了時間)。また、公務も休日等が見て取れる(甲5号証と甲6号証:区長週間日程表)。在庁時間中に打ち合わせを行うことができる以上は、公用車の中で打ち合わせをしなければ「公務の遂行又は区政に係る事務の進行に支障が出るおそれ」があるといえないので、打ち合わせの必要性は「やむを得ない事由」と言えない。

また、仮にこの論拠を認めてしまうと、区長という地位にあり続ける以上は、例えば政務と政務の間で公用車を利用することまで正当化されてしまうため、「区長公用車の使用に関する基準」がすべて空文化してしまうことに

なり、立法趣旨に反する。

以上、他の時間帯に打ち合わせができる余地が、現在の区長の出勤体系に 照らせば十分にある以上、打合せの必要性は狛江からの公用車による送迎が 「やむを得ない事由」と言えない。

③措置要求の内容について(1)⑥から⑧に同旨

住民監査請求対象期間(直近1年)の狛江市からの通勤に係るガソリン代・ 運転手の超過勤務手当を世田谷区に対して返還することを求める。

なお、仮に返還を請求できないとしても、区長以外の区役所職員には認められていない2つ以上の住所からの通勤に対する、区の財政による通勤補助は、法に基づかない措置であるから12年間の行いを不当であると認定し、道義的な責任として、過去に要した金額を推計し公表することを求める。

(3)松原の政治家事務所との間の通勤時の公用車の利用(令和4年10月以前)

①往訪先が特定できない「松原」から※への公用車利用が存在する

松原における用務を訪ねた情報公開請求によれば、少なくとも甲7号証に 記載された日時の「松原」での用務を世田谷区が把握していない。

これは、東京都世田谷区松原 6-26-15 つるやビル 201 に存在する保坂の ぶと事務所に公用車で訪れた日程ではないかと強く推定される。政治家の事 務所である以上、この事務所での活動は世田谷区長としての立場で行う性質 の公務ではない。

②保坂のぶと事務所への往訪は公務ではなく、公用車の使用は違法である

平成26年(行ウ)第117号 公金支出金返還請求事件(住民訴訟)によれば、市長としての立場で行われたことをうかがわせる証拠のない用務への移動に公用車を使うことは違法だと裁判所から認定されている(甲8号証14ページ)。

本件においても、上記訴訟と同様で、公務ではない用務への移動であるから公用車の使用は違法である。

なお、連絡手段確保の必要性や打合せの必要性が公用車の利用を適法化するのであれば、上記住民訴訟のような公用車の利用の違法認定は行われない

はずである。よって、あくまでも、車中での行動によって違法か適法かが変 わる性質のものではないことに注意されたい。

③監査請求の対象期間について

直近1年間の松原への往訪に加えて、令和3年度分についても監査を求める。直近1年より前の分についても、当該支出は、令和3年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定において審査されており、これは令和4年10月に行われている。

よって、直近1年より前の分については、1年以内に行われた決算行為に 対して監査請求を行うことで、監査請求の期間内であるとする。

④措置要求の内容について

③の期間の松原への移動または松原からの移動に係るガソリン代・運転手の超過勤務手当を世田谷区に対して返還することを求める(甲7号証に記載された日にちに限らない)。

なお、仮に返還を請求できないとしても、法に基づかない措置であるから 12 年間の行いを不当であると認定し、道義的な責任として、過去に要した 金額を推計し公表することを求める。

(4)松原の政治家事務所との間の通勤時の公用車の利用(令和4年10月以降)

① (3) ①②に加え、「区長公用車の使用に関する基準」に反している

同基準では、「区長の自宅及び公務を行う場所の間の移動」と「公務が連続する場合におけるそれぞれの公務場所の間の移動」に区長車を利用できるとされる。

しかしながら、松原での用務は公務ではない上に、自宅でもないため、公 用車を利用できることにはらない。

②措置要求の内容について

住民監査請求対象期間(直近1年)の松原への移動または松原からの移動に係るガソリン代・運転手の超過勤務手当を世田谷区に対して返還することを求める。

なお、仮に返還を請求できないとしても、法に基づかない措置であるから 12 年間の行いを不当であると認定し、道義的な責任として、過去に要した 金額を推計し公表することを求める。

(5) タクシーを用いた帰宅について

①問題の説明

世田谷区代沢の自宅から狛江市の別荘への単なる移動は、全く公務ではなく私的な行動であり、区の税金を使って移動してよいものではない。しかしながら、実際には世田谷区の税金で契約をしているタクシーチケットを用いて移動したり、公用車で移動したりしている。特にタクシーチケットの請求は区の税金を明確に私物利用している悪質な行為である。

< 代沢と喜多見(狛江市との境界で別荘の隠語として使用)との間の移動> 保沢の自宅から区外狛江市の別荘への移動

			翻蝦和果	係長
報告年月日	令和3年12月20日			
使用者	区長	氏名 保坂	展人	뼮
用件	. 帰宅			
利用区間	代沢→喜多見	4 6 10 2		
使用月日	令和3年12月19日	乗車時刻	21時45分	
使用額	Y4,180 事由欄			
	領収等點付稿	7	ケット控貼行機	
(f そ 2021年 車番の メータ	Ro. 2558 音子 本 17月18日 22:24 1920日 - 4180円	No. 724	2247 158 44/fc L	
選集金 合計	# 4180A	■ 第日付 フ 3-3-88 3 対象の表数 3		
	養交運第二株式会社 8,2866642 03-3352-2345			800

<松原と喜多見(狛江市との境界で別荘の隠語として使用)との間の移動>

区長週間予定表によれば、この日は松原で公務はないため、松原にある保 坂展人個人の政治家事務所から区外別荘への帰宅のための移動を公費で経 費精算している。

松原の政治家事務所から区外狛江市の別荘への移動

タカシーチケット毎日和生衆

使用者	X#	氏名 保坂	る。	
用件	帰宅			(15)
利用区間	松原→喜多見			5/2 X X X X X
使用月日	令和3年6月30日	兼車時刻	21時00分	3.84
使用額	¥3,480 事由欄	17, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10		
	資収書貼行機	***	ケット控貼付槽	
(ナナット	間 4文 館店 シカードクーポン ‡06月30日 1287号 ¥3060円 ¥420円	1984	247 0.5 4 FEL 1 * 6 80 8	
カスター 1EL 05704	3 4 8 0 1円 定内側・対策合せは マーナポートデスタへ 00) 2151 - 甲日9:00 - 17:00 31本交通 4002回形 取 05 (375) 2151		314 8 0	

区長週間日程表 (令和3年6月27日~令和3年7月4日)

	午前							
B	曜	時間	用件	場所	時間	用件	場所	
		11:00	介護従事者等合高入職式・永年勤捷変彰式	区長応接室	13:00	報告		
n.a		11:30	報告	11.4	14:00	報告	•	
3 0	水				14:30	報告		
					18:30	講演	オンライン	
	1		1					

<11 時開始の用務(北沢)の前に、狛江市から代沢の自宅に寄るための移動>

区外狛江市の別荘から代沢の自宅への移動

タクシーチケット使用報告書

			成務担当課長	利課長	係長
報告年月日	令和4年7月25日		T	典	(\$)
使用者	秘書課	氏名 奥	8 光太		
用件	区長随行(訪問)	15, 17, 14, 15 p. 173 f		40 (44 (23)	775 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
利用区間	狛江一代沢				1 O.W.
使用月日	令和4年7月23日	乗車時刻	8時00	分	
使用額	¥5,700 事由欄				
	領収書貼付欄		「 ケ.ット】	垄贴付 槽	
(領収証、				
その毎度ご見	師ありがとうございます。	Na 7 2 4 3	669	094	
車両番門	f 8128号	3 與書	1 光於		
2022	年07月23日		2* 7ª	23B	
樂學	位 ¥5700円	メーナー料金 ¥ 高温料金箱 ¥		P	
l-seonii	り正に関収数しました。	料金台計 平	5 7	o o f	
	タンモータース製布(株)	東京区間 人	12-1		
	#市課大学批平5丁目6番9·号	N. Maria de			W. S. (18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18.

区長週間日程表 (令和4年7月17日~令和4年7月24日)

			午 前		7	午 後			
H	曜	時間	用件	場所	時間	用件	場所		
	 	11:00	シモキタ雨庭広場 オープニングイベント	北沢	14:00	大寨世田谷区基本計画策定に係る第1回区民検討会議	教育総合センター		
23	上				14:45	訪問	南烏山		
1					15:30	大事世田谷区基本計画第三に係る第1回区氏検討会議	教育総合センター		

②刑法における業務上横領にあたる疑いがあり、違法な支出である

上記はいずれも私的な移動であり、別荘からの公用車による出勤よりもさらに一段階悪質性が増している。保坂展人区長本人が私的な移動であることを認知しながら、故意に区を騙してタクシーチケットという公金・公物の請求をしていることが明確である。

刑法

第253条(業務上横領)

業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10 年以下の懲役に処する。

今回の事例は、

- (1)業務上:区長としての業務に関連して
- (2) 占有する:区長が世田谷区から預かっていた
- (3) 他人の物:世田谷区という法人が保有するタクシーチケットを
- (4)横領した:タクシー代を払わないで済むという利益を得た

という点で、刑法253条を満たしていることから、業務上横領が成立する可能性が高く、10年以下の懲役に処される対象である。

なお、鳥取県の類似の例では、タクシー券の私的利用は公金公物処理不適 正ではなく、横領にあたると裁判で認定されている。

(3) 動監査請求の対象期間について

令和3年7月1日と12月20日のタクシー利用は、利用日から1年間が 経過しており、一見すると住民監査請求の対象外のように思われる。しかし ながら、当該支出は、令和3年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定におい て審査されており、これは令和4年10月に行われている。

よって、令和3年7月1日と12月20日のタクシー利用については、1年以内に行われた決算行為に対して監査請求を行うことで、監査請求の期間内であるとする。

の伊 図措置要求の内容について

帰宅等に関するタクシーの利用について、その利用料を世田谷区に対して 返還することを求める。

また、返還を求められない場合であっても、決算の見直し等の、本件の解 決のために必要な措置を求める。

(6) 旅費の宿泊料について実費を超過していることについて

①問題の説明

世田谷区では、「職員の旅費に関する条例」の第42条で出張時の宿泊費の支給は定額払いが実費を上回る場合には返金することを求めている。すなわち、出張旅費は民間企業同様に実費を請求することが結果として原則になっている。

職員の旅費に関する条例

第 42 条

この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費…を支給しない。

しかしながら、保坂区長は、実費以上の金額を請求・受領している。

たとえば、2019 年 7 月 27 日~29 日の 2 泊 3 日をかけて、総額 100 万円 もの費用を費やして、台湾へオーケストラコンサートの視察を行った。

- 1. 件 名 台湾・高雄市との文化交流に関する覚書に基づく派遣事業の実施
- 2. 目 的 本年7月28日に台湾・高雄市において、「高雄市交響楽団附設青少年交響楽団」、(中 高生) と「せたがやジュニア・オーケストラ」の交流コンサートを実施する。実施 に伴い高雄市との懇談及び交流コンサートの視察を行う。
- . 期 間 ・ 令和元年7月25日(木)~7月29日(月) ※世田谷区長及び区長室長の視察期間は、令和元年7月27日(土)~7月29日 (月)とする。 ※日程は別紙1のとおり。

5. 経 費
以下のとおり支出する。

(1) 旅 費

①金 額

1,053,330円 ※別紙2のとおり

内訳 202,790円 (保坂 区長)

200, 390円 (久末 区長室長)

160,556円(松田 国際課長)

157,482円 (大澤 文化・芸術振興課長)

171,556円 (岡田 文化·芸術振興課文化行政担当係長)

160,556円(機本 文化・芸術振興課主任)

高雄市訪問 日程表

					
段数	月日 (曜日)	大澤謀長、松田謀長、岡田係長、推本	·保坂区县、久末区县室县	19	*
,		10:25 成田空港第2 ターミナル 集合 12:20 成田 発 (JL5139) 15:20 高雄 着			
1	令和元年 7月25日 (木)	16:00 空港 発 移動:鉄道		夜	0
		夜 ホテル 着			
		関 ホテル 発		•	
2	7月26日 (金)	文化局等との意見交換金.		朝昼夜	0 × 0
		【宿泊】高雄			
		朝 ホテル 発	18:00 成田 発 (JL811)		
		11:00 青少年國來団演奏会視察	21:10 高雄 着 移動:借上車両	***	•
3	7月27日 (土)	PM 合同練習視察 移動:鉄道	夜 ホテル 着・	朝昼夜	o x o
		夜 区長出向かえ		î	· .
		【宿泊】高雄	【宿泊】高雄		
		朝 ホテル 発 AM 高雄市幹部表数訪問	移動: 借上車両		
4	7月28日	15:00 コンサート視察 高雄市立文化センター至徳堂	12分。(日上十四)	朝昼	O ×
	(日)	17:00 交流会		夜	0
		夜 ホテル 着	【宿泊】高雄		
		朝 ホテル 発 7:55 高雄空港 着 9:45 高雄 発 (JL0812)	移動: 借上本阿	朝	O
5	7月29日 (月)			743)
		14:25 成田 着			

ここでは、ホテル代が 22,200 円しかかかっていないにもかかわらず、宿 泊費として 34,800 円を請求・受領している。(保坂区長は 7 月 25 日~26 日 は不参加のため、2 泊のみ。)

見積書

株式会社日本旅行 公務法人営業部

世田谷区役所	生活文化	比部 文化・	芸術振興	課機	5		台湾	
^{旅行名} 台湾(中華	長国) 3	を流先視察	に伴う業	務委託	i i	=	=	
期 2019年7月25日	(木) ~	2019年7月:	29日 (月)	<u></u> **	引率	無料	合計	添乘員
[ii]		(單-鉛中	<u>;á</u>) 5	1			1	

	·				
項目 月日	摘要	A プライン 10 10 10 10 10 10 10 1	単価 人 超数	小計(日本円換算)	記事
航空運賃等小計		িভূতি প্রতিক বিষয়ে হয় চলা প্রতিক্রমের স্বাস্থানী	Contract Contract		
ボテル宿泊代 7,25	高雄 福華大飯店(朝食付)	1名1室科金 1	10, 600	10, 600	
ホテル 宿泊代 7/26	高雄 福華大飯店(朝食付)	1名1室科金 V	10.600	10.600	
ホテル宿泊代 7/27	高雄 福華大飯店(朝食付)	1名1室料金 📗 🛊	11,600	11, 600	
ホテル宿泊代 7/28	高雄 福華大飯店(朝食付)	1名1室料金 ¥	10, 600	10, 600	

外国旅費請求內訳書兼領収書

٠			•					•	•			(元年7月分	•	旅行命令(依頼)	存版合资	
•	•		概 第 202,79		. 非	* 第 4	円	追給1	門	返約其	類 円	保坂	タ 展人 / /	受領	利特算 用		
•						旅渡		教 航	P9 .	· 訳		***	全都 調学位	:円) 料		\exists	
•		于	5注41	#	が券ろ	付手数	科	查証手	数料	外货交	换手数料	空港旅游	サービス	入出国税	1 + ·	-	
旅行	Τ		出	是	. ≆	1 若			<u> </u>	*	· 杂		190 - L	1,750 全額額減力	3,840 .E3)		·.
月		用務 終行先	(地 家	名)	## ## #0	在名	鉄運ジ	道質特殊料金	船運賃	資 特殊 知念	無空質	車貨	日岩	宿泊料	食卓料	合 計	·備考
7/27					(3	雑				(E	放列金、屋前 ジ、干牧科	υ)	排甲左野 15 2,850	排甲基度 2 34,800	夜 諸甲之丙 夜	37,650	

上記の見積・請求書から分かるように、保坂区長は実際にかかる金額よりも1万2000円も多くの金額を宿泊費として請求 し、かつ、領収している。

なお、保坂区長に随行した職員も実費より多くの支給を受けている(甲9

号証)。

②超過した宿泊料の受け取りは違法である

「職員の旅費に関する条例」の第 42 条の詳細を定めた「職員の旅費に関する条例の運用方針等について(依命通達)」の「条例第 42 条関係第 1 項」によれば、正規の宿泊料定額を下回る宿泊料金が指定されている場合には、減額して支給(実費支給)しなければならないとされている。にもかかわらず、区長は実費を超えた金額を請求し、かつ、受領している。

職員の旅費に関する条例の運用方針等について(依命通達)

条例第 42 条関係

第1項

「この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合」とは、次に掲げる場合のように条例の規定どおりの旅費(以下「正規の旅費」という。)を支給することが適当でない場合をいい、その場合においては旅行命令権者は当該各号に掲げる基準により旅費の調整を行うものとする。

9 宿泊を伴う会議等において、宿泊施設が指定されているため、正規の宿泊 料定額を下回る宿泊料金が指定されている場合には当該宿泊料金を宿泊料と して支給するものとする。

③監査請求の対象について

世田谷区長に限らず全ての職員について、1年以内の旅費の支給のうち、

宿泊料の定額支給をうけたものについて、宿泊料実費よりも受け取り額が超 過しているケースのすべてを対象とする。

また、1年をよりさかのぼった令和3年度の全ての旅費支給についても、 その決算行為は1年以内に行われていることから、決算行為に対して監査請 求することとし対象の期間に含める。令和3年度の旅費の支給についても前 記同様とする。

(4) 当措置要求の内容について

実費ではなく超過して支給されていることは、旅行命令権者たる区長が旅費の調整を行わなかったことが原因であることから、区長がその責任者として区に対して損害賠償(超過旅費の返還)をすることを求める。

また、合わせて、世田谷区が過去に超過で支給してしまった金額を推計し 公表することを求める。

さらに、条例について宿泊料の支給の原則を「実費」に変更するように提 言を行うことを求める

第二 請求者

任四念区

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和5年2月13日

世田谷区監査委員あて



令和5年3月8日

世田谷区監査委員あて

請求人

補正書

令和5年2月13日付4世監第188号で受け付けられた世田谷区職員措置 請求に関して、補正の指示があった件について以下の通り補正する。

補正前

世田谷区長に限らず全ての職員について、1年以内の旅費の支給のうち、宿 泊料の定額支給をうけたものについて、宿泊料実費よりも受け取り額が超過 しているケースのすべてを対象とする。

補正後

令和4年12月に が請求を行った、行政情報の開示請求 (別紙1と同旨のもの) の対象となる出張に係る宿泊料の支給。

補正の趣旨

①補正前の内容に対する指摘への理解

住民監査請求では、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されていれば、これをもって足りるとされている(別紙2)。

補正前の「世田谷区長に限らず全ての職員について、1年以内の旅費の支給のうち、宿泊料の定額支給をうけたものについて、宿泊料実費よりも受け取り額が超過しているケース」という記載では、監査委員自らが対象の出張を特定する必要がある。そのため、「監査委員が認識することができる程度に摘示」されていないとの指摘について一定の理解をしているところである。

②補正後の内容であれば、「監査委員が認識することができる程度に摘示」

「令和4年12月に」が請求を行った、行政情報の開示請求(別紙1)」は、すでに一部の先行開示が1月19日に行われている(別紙3)。加えて、残余についても世田谷区がすでに開示作業に向けて出張の特定をしていると思料する。開示請求が受理できるということは、本件行政情報開示請求の文言をもってして、特定の当該行為等であることを世田谷区が認識でき

るということである。

よって、その他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行 為等であることを監査委員が認識できる程度に適示したと考える。